

日教組香川
2018.12



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

師 走

いったいどこまで
いったいいつまで
走ればいいんだ
ずっと走り続けているんだぜ

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない
全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

11.15県教委交渉

全国学調「数字で子どもや学校を 評価してはいけない」(県教委)

11月15日(木)、日教組香川は、香川県教育委員会と勤務条件改善等に関して交渉を行いました。日教組香川からは嶋村中央執行委員長他5名、県教委からは工代教育長他14名が出席しました。

人事委員会勧告と報告、県教委が3月末に発表した「教職員の働き方改革プラン」に関して、その具体的な実行について要求しました。

以下は、県教委との交渉経過の概略です。

人事委員会の勧告を尊重する

日教組香川 「平成30年香川県人事委員会勧告と報告」を踏まえ、教職員の賃金水準の引き上げを行うこと。今後、賃金カットを行わないように努力すること。また、賃金の決定にあたっては、教職員団体と十分な協議を行うこと。さらに、公務・学校現場になじまない能力・実績主義に基づく賃金・処遇への反映は拙速に行わないこと。

県教委 人事委員会の勧告を尊重するというを基本として対応すべきものと考えている。給与に関する協議についても適切に対応したいと考えている。なお、同勧告を踏まえ、昇給及び勤勉手当に勤務実績を反映させているところである。

日教組香川 知事部局の話では、行政職に関しては、全国低位にある賃金水準を『全国中位に向けて努力する』らしい。学校事務職員の賃金改善を工夫・検討してほしい。

市町教委の取組状況は情報収集している

日教組香川 教職員の超勤・多忙化解消に向けての「教職員の働き方改革プラン」の目標達成に向け、県立学校の進捗状況を明らかにすること。また、市町教育委員会の進捗状況を調査し、明らかにするとともに、不十分な点については指導すること。

県教委 「勤務時間の客観的な把握」は、教職員の勤務の状況を正確に理解し、勤務の実情に応じた適正な管理を働きかけている。教職員の働き方改革の評価をどのように行っていくかについては、現在、検討中であるが、市町教育委員会の取組状況については、教職員の働き方改革プランの重点的に取り組む事項を中心に、適宜、情報収集を行っている。

日教組香川 フォローアップをし、市町教委への提案をお願いしたい。

36協定は市町教委が適切な処置を行う

日教組香川 学校事務における「共同実施」の確立と学校事務職員への権限移譲を進め、学校事務職員の拡充や職務の明確化、効率化を行うこと。

また、学校現場で「36協定」を結ぶよう、市町



手交する嶋村日教組香川委員長(左)と工代県教育長

教育委員会を通じて学校長に周知、徹底すること。さらに、「36協定」締結状況を調査し、明らかにすること。

県教委 学校事務職員については、義務標準法に則って配置している。36協定については、事務職員のサービスを監督する市町教育委員会が適切な処置を行うものとする。

会計年度任用職員の導入を検討している

日教組香川 現在の学校教育に不可欠な臨時採用教職員が、不安定な雇用状況にあることを認識し、継続的な任用に努力すること。また、学校現場に必要な配置ができるよう、雇用条件の改善を行うこと。さらに、平成32年度から導入される会計年度任用職員の勤務条件について、現行水準から低下させないこと。

県教委 臨時的任用教職員の適切な任用に努めている。会計年度任用職員制度の導入に向けて検討しているところである。

不妊治療は管理職に相談してほしい

日教組香川 長期間の不妊治療が可能となる休暇制度を新設すること。

また、職場で不妊治療をしている教職員に対して、十分な配慮をするよう市町教育委員会や学校長に指導すること。

県教委 不妊治療の内容によっては、病気休暇の承認ができるものもあるため、申請前に管理職に相談するよう周知している。

人権・同和教育の充実が必要である

日教組香川 人権・同和教育の研修が不十分な実態を踏まえ、その充実を図るよう推進すること。特に、「みんなですすめる人権・同和教育」(改定版)を

全教職員に配付するとともに、初任者研修や校内研修での活用を図るよう指導すること。また、「みんなですすめる人権・同和教育」に、LGBTの子どもたちや教職員が過ごしやすい学校にするための視点を追記すること。

県教委 人権・同和教育の充実が必要であると考えており、今後も新たな人権課題を加えながら各種研修会等に取り組んでいきたい。「みんなですすめる人権・同和教育」の再改定版については平成29年3月に発行し、ホームページに掲載するとともに、各学校へ配付した。平成29年以降は、初任者に配布しており、学校へは各研修会で積極的な活用を呼びかけている。また、教育センターと連携し、「オンライン研修サイト」での掲載を検討中である。

日教組香川 学校での研修を充実させるためにもハンドブックの全員配付を検討してほしい。

障害のあるなしに関わらず子どもの人権を尊重したい

日教組香川 すべての子どもや保護者のニーズにあった「インクルーシブ教育」を推進すること。

県下の教育が活性化し、インクルーシブ教育の充実を図るため、小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に行うこと。

また、子どもたちの人権が守られるような教育活動を行うよう、市町教育委員会を指導すること。

県教委 すべての小・中学校、高校では、特別支援教



育コーディネーターを中心とした校内委員会が設置されるなど、支援体制の整備は進んでおり、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実に取り組んでいるところである。障害のあるなしに関わらず、子どもの人権を尊重し適切な対応を行うことが必要である。

数字で子ども学校を評価してはいけない

日教組香川 学校や地域の序列化につながるおそれがある全国学力・学習状況調査の数値での結果の公表をしないように、引き続き市町教育委員会や学校に働きかけること。県学習状況調査についても同様に働きかけること。

県教委 全国学力・学習状況調査及び県学習状況調査の実施要領に基づき適切に実施している。

11月9日 県教委から給与改定説明

○人事委員会の報告・勧告等を踏まえ、次のとおり実施

1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定等

【平成30年4月から適用】

○給料表
勧告どおり引上げ改定

【平成30年12月から適用】

○期末・勤勉手当
年間支給月数を引上げ
・ 4. 40月分⇒4. 45月分
(勤勉手当を0. 05月分引上げ)
※平成31年度以降、6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。
(各期1. 3月分ずつ)

2 その他

【平成30年4月から適用】

○宿日直手当
勧告どおり支給額の上限額を200円程度引上げ改定

勤務の種類		現行単価	改定後単価
通常の宿日直	勤務1回	4,200円	4,400円
	半日勤務日※	6,300円	6,600円
特別な宿日直 (学寮当直等)	勤務1回	7,200円	7,400円
	半日勤務日※	10,800円	11,100円
常勤勤務(月額)		21,000円	22,000円

※「半日勤務日」は、宿日直勤務が半日勤務の退庁時から引き続き行われた場合の勤務1回当たりの単価を表す。

【平成31年4月から実施】

○通勤手当(特別料金等)
通勤手当の特別料金等(特急料金及び高速道路料金)について、通勤することが特に困難である職員に限り、特別料金等の全額(支給限度額40,000円/月)を支給する。

現行：特別料金等の1/2の額を支給
(支給限度額：20,000円/月)

日教組香川(高松地区教職員組合)ニュース

市水泳記録会は廃止方向で検討 特別支援学級の宿泊学習は男女別宿泊へ

11月29日、高松市役所で、高松地区労働組合連合会・連合香川東地域協議会・連合香川高松地区協議会による、高松市への「2019政策・制度に関する要望書」(市政要求)に対する回答交渉がありました。

日教組高松は、今回の市政要求に対して、教育関係として要望をしており、交渉当日も重点を絞って質問をし、市教委から以下の回答を得ました。

- ・時間外勤務が80時間を超えている教職員は、校長が指導する。10月以外のデータは学校で管理してほしい。業務改善に関しては、その具体的な方法を教えて欲しい。組合の協力を是非お願いしたい。
- ・「全国学力・学習状況調査」の結果を数値で保護者に公表した学校には、校長会等で指導した。
- ・水泳記録会に関しては、校長会で廃止の方向で話し

ており、来年初めには結論を出したい。

- ・「高松市小学校特別支援学級連合宿泊学習」に関しては、子どもも教職員も男女別の宿泊で改善を指導しており、その方向で実施すると聞いている。補助金は増額で要望している。

日教組高松としては、長年の要求だった水泳記録会の廃止や、「高松市小学校特別支援学級連合宿泊学習」での男女別宿泊など、要望が実現した項目に関しては評価します。しかし、教職員の長時間労働是正に関しては、市教委の具体策の無さが明らかに、また、「全国学力・学習状況調査」の結果数値公表問題に関しても市教委の方針に反した学校に対してペナルティーをしないことも明らかになりました。今後は、さらに市教委に具体的案改善策等を求めて行きます。

要望事項	回答
<p>1. 教職員の労働環境整備</p> <p>教職員の超勤・多忙化解消のため計画されている「教職員の働き方改革推進事業」を実効性のあるものとする</p> <p>(1)厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の趣旨のもと、適正に把握された労働時間の状況を基に教職員の働き方が改善されるよう、各学校長に周知、徹底すること</p> <p>(2)「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿った望ましい休養日や部活動時間の基準の実施を各学校長に周知、徹底すること</p> <p>(3)学校閉庁日の設定は夏季休業期間中だけでなく、冬季休業期間中にも設定すること</p> <p>(4)留守番電話対応等の導入に伴う電話対応の業務は勤務時間内に行うように、各学校長を指導すること</p> <p>(5)教職員の超勤・多忙化が大きな問題に社会問題になっている中、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」の進捗状況、特に目標である「時間外勤務が月80時間を超える教職員をゼロに。すべての教職員が、時間外勤務を25%以上削減」がどのくらいすすんでいるか数値で報告すること。</p>	<p>(1)市立小・中学校におきましては、ICカードを用いた出退勤時刻記録システムを導入し、その記録を踏まえながら、教職員の意識改革を進めるなどの働き方改革を推進しております。</p> <p>(2)「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿った望ましい休養日や部活動時間については、平成30年度末に策定予定の香川県の部活動ガイドラインを踏まえて、本市の方針を検討・協議後、各学校に周知・指導します。</p> <p>(3)市立小・中学校におきましては、平成29年度より、全ての教職員が休暇取得できる体制を整え、心身のリフレッシュを図れるよう、夏季休業中に学校閉庁日を3日間設けており、この間、当番勤務をする教職員を置くことなく、管理職も休暇を取ることができるようになったことから、一定の成果があったものと存じております。</p> <p>年末年始に学校閉庁日を設ける考えにつきましては、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」の達成状況を検証しながら、研究してまいりたいと存じます。</p> <p>(4)部活動等を終えて帰宅する時刻や、その日のうちの保護者への連絡・情報提供等が、児童生徒の安全確認や家庭・地域との連携において大変重要でありますことなどを考慮し、応答開始時刻を、小学校が19時より、中学校が、5月～10月は19時30分、11月から4月は19時から、と設定しております。</p> <p>(5)「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」は、今年度から3年間の取組を示したもので、年度ごとにその達成状況を検証しながら、内容の改善を図っていくこととしており、今後、時期を定めて、出退勤時刻記録システムの記録データを集計・分析するなど、適切に対応してまいりたいと存じます。</p> <p>(回答：教育局学校教育課)</p>

<p>2. 学校の事務職員の業務適正化と36協定の締結について</p> <p>学校における業務の適正化のためには、学校事務職員への権限移譲、学校事務職員の拡充や職務の明確化、効率化を行うことや、学校事務における「共同実施」の確立、教員の業務負担改善の観点から公務支援員の配置等が必要である。各施策が進むよう、各学校長への指導や働きかけを行うこと。</p> <p>また、各学校現場で学校事務職員と「36協定」を結ぶよう教育委員会を通じて各学校長に周知、徹底すること。</p>	<p>学校の事務職員の業務の適正化のために、校長研修会において各学校長へ指導や働きかけを行っています。</p> <p>また、事務職員の「36協定」につきましては、本年10月の小・中学校の校長会で周知し、現時点で協定締結を完了しています。</p> <p>(回答：教育局学校教育課)</p>
--	---

要望事項	回答
3. 少人数級編成の拡充について	
市費講師配置で、少人数級編成の拡充をすること。	<p>市費講師による少人数級編成につきましては、今年度も8校で実施しているところ（県費による少人数級は、小学校12校、中学校6校で実施）。</p> <p>市独自の少人数級の更なる拡充については、成果を見極めながら検討してまいりたいと存じます。</p> <p>(回答：教育局学校教育課)</p>
4. 「全国学力・学習状況調査」の非公表について	
「全国学力・学習状況調査」については、各学校の序列化につながるおそれがあることから、引き続き数値による結果の公表（グラフも含む）をしないこと。	<p>「全国学力・学習状況調査結果の公表」については、本年度も数値による結果の公表は行わないこととしています。</p> <p>本調査の目的は、調査結果を分析し、教育施策の検証・改善を図るとともに、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることであり、数値による公表は、調査の目的に沿うものではなく、各学校の序列化につながる恐れがあるものとの認識から、公表は本年度も文章による表現とします。</p> <p>(回答：教育局学校教育課)</p>
5. 就学時健康診断の学校への委託業務について	
就学時健康診断について、あらためて、学校が本来する業務でないことを確認し、市が責任をもって行ない、学校への委託業務をやめること。当面、学校に業務を委託する場合は、学校教育に支障にならないように配慮すること。特に、就学時健康診断により、授業時数が少なくなったり、授業時間が短くなったりしている現状を改善すること。また、就学時健康診断についてその趣旨等を職員にきちんと説明するよう校長ならびに実施担当者会議で周知すること。	<p>各学校には、工夫して授業時間を確保していただいているところですが、学校を会場とすることで、入学前の子どもの不安を取り除いたり、学校が事前に子どもたちの情報を直接収集できるなどの大きなメリットがあります。</p> <p>また、事前の打合せ会で、趣旨を説明するとともに学校に協力を依頼しているところであり、今後とも学校を会場とすることに協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>(回答：教育局保健体育課)</p>
6. 陸上記録会等の社会教育への移行について	
市教委が主催している陸上記録会、水泳記録会、科学体験発表会等、一部の子どもたちが参加している行事が、学校教育に欠かさないという認識を改めるとともに、社会教育に移行させるための準備をすること。	<p>市教委が主催している大会に向け、各学校では練習や準備を行っています。</p> <p>練習の参加に当たっては、各学校で幅広く募集をし、それぞれ意欲ある子どもたちが熱心に活動に励み、子どもたちの様々な個性や特性の伸長が図られる、良い機会と考えています。</p> <p>(回答：教育局保健体育課)</p> <p>社会教育の一環として、高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業の実施や、子どもに体験活動の場を提供する事業等への助成を通して、引き続き、多くの子どもが参加できる行事や多様な体験活動ができる機会を設けてまいりたいと存じます。</p> <p>(回答：教育局生涯学習課)</p>
7. 「高松市小学校特別支援学級連合宿泊学習」の改善について	
<p>市教委後援の「高松市小学校特別支援学級連合宿泊学習」で、以下の状況を改善するよう、高松市小学校特別支援教育研究会を指導すること。また、改善のために、補助金を増額すること。</p> <p>(1) 男子、女子の子どもが一緒に部屋で寝ている</p> <p>(2) 男子、女子の教員が一緒に部屋で寝ている</p> <p>(3) 男子教員と女子の子どもが一緒に部屋で寝ている</p> <p>(4) 女子教員と男子の子どもが一緒に部屋で寝ている</p>	<p>高松市小学校特別支援教育研究会が次年度に計画している高松市小学校特別支援学級連合宿泊学習については、指摘されている状態を改善するよう教育委員会として指導しており、研究会事務局からも改善に取り組む旨報告を受けております。</p> <p>また、補助金については、市の財政状況を勘案しながら、可能な範囲で増額について検討してまいりたいと存じます。</p> <p>(回答：教育局総合教育センター)</p>

気軽におしゃべり、 師走のJTU-カフェ

2018年12月20日(木) 18:30~
日教組香川事務所(高松市中野町15-24 佐藤ビル1F)

相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

同時開催、人事異動の相談会

教職員共済

大雨・台風で被害を受けられた組合員の皆さまへ

このたびの大雨、台風により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。教職員共済の各共済をご契約の方で、このたびの大雨、台風により「建物への被害」「お体のけが」「お車の被害」等を受けられた方は、下記までご連絡ください。

共済金ご請求専用フリーダイヤル

0120-065411 (平日 9:00~17:30)

共済金のお支払について

※次の各共済をご契約されている方はお支払いの対象とすることがありますのでお問い合わせ下さい。

総合共済 火災共済・自然災害共済 車両共済(保険) 医療共済 レスキューズリー(交通災害共済)

契約に関するお問い合わせ等は、0120-27-8140 東四国事業所までご連絡ください。

(受付時間：平日午前9時~午後5時30分)

カナリア通信

本当に信じるって

◆素直っていいこととして使われる言葉で、批判的ってどちらかと言うと悪い印象を表すときに使われやすい言葉だと思えます。でも、素直に何でも信じて疑わないって、いいこととは言えないように思います◆「何でも信じるから何にも信じないんだよ。だから、騙されても『そうじゃないか』と思ってたよ。『って大して怒ることもない。』という話を聞いたとき、素直そうにしているけれど、色々なことを他人事にしてるように見える日本人の姿が頭をよぎりました◆面倒くさがられなくても引かかかるとは「何か納得できない。」と意思表示したり、鬱陶しがられても「何のため」にそうするの?と行動の意味を問いなおしたり、そういうことが大切になっていくように感じています。

「15の春」をめざして

一人権教育講座第1回

11月30日、日教組香川主催の人権教育講座が香川部落解放・人権啓発センター（丸亀市）で行われました。講師は山下隆章さん（香川県人権・同和教育研究協議会事務局次長）で、3回シリーズで話をさせていただきます。

今回のテーマは「15の春をめざして」でした。その概要は以下の通りです。

最初に人権・同和教育はすべての教育活動の基盤であることを人権・同和教育の成果や教育基本法を

挙げながら確認しました。そして、教職員が児童・生徒の「15の春」の姿を想像し、今、何を身につけなければならないかを考え、実践していくことの重要性を山下先生の具体的な実践を通して、話をされました。その中では進路をささえる「学力」、規範意識を高める「生徒指導」、同和問題学習を「生き方」学習へなど学校教育全体を見据えた話がありました。

次回は、「香川の部落史」です。



若い教職員に聞いてほしい

●今回の山下先生の話は、学校教育における人権・同和教育の位置づけを具体的な実践を通して、話を聞くことができた。人権・同和教育の全体像が見える話であった。私たちがしている授業、学級づくり、児童・生徒との関係の基本は、人権・同和教育の中にあると再認識できた。

●私の身近にも人権・同和问题学習に対する不安を克服し、意欲的に取り組んでいる若い教職員がいます。もしかしたら、不安なまま実践している教職員がいるかもしれません。

そんな若い教職員に聞いてほしい話でした。人権・同和教育を系統的に、まとまった形で聞くことはめったにありません。

先生も子どもも、
前を向いている授業を考えませんか

基礎からわかる

人権教育講座

2018

開催中



第1回 11月30日(金) 19:00~20:30

「15の春をめざして」

第2回 1月25日(金) 19:00~20:30

「香川の部落史(抄)」(仮)

第3回 2月22日(金) 19:00~20:30

「部落史で何を教えるか」(仮)

講師 山下隆章 先生

(香川県人権・同和教育研究協議会事務局次長)

場所 香川部落解放・人権啓発センター

第1研修室

(丸亀市川西町南715-1)

受講料 無料

報告は
裏面に

参加申込み、
問い合わせは

日教組香川教職員組合

〒760-0008 高松市中野町15-24佐藤ビル1F

TEL 0120-27-5925

E-Mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp